

保育所（園）等入所（園）にかかる同意事項について

下記内容をご確認の上、「様式5 保育所（園）等入所（園）にかかる同意書」に同意いただき、この同意をもって保育所（園）等へのご案内をさせていただきたいと存じます。

なお、この同意内容は、入所（園）決定した保育施設へも提供いたします。入所（園）後に同意事項が守られないことがある場合には、入所（園）継続をお断りすることもありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

（1）保育所（園）等における感染症への対応について

保育所（園）等は「家庭保育」とは異なり、多くのお子さまをお預かりする「集団保育」の場となります。感染症は、お子さまによって重症度が異なります。

「微熱だから大丈夫」「発疹が少しだから大丈夫」などと、保育所（園）等にお子さまを預けることで、他のお子さまに感染し、他のお子さまの症状が重篤になるなどの事例も報告されております。

このため、松戸市では、登所（園）を控えていただくことをお願いする場合がありますことを予めご了承ください。

（2）緊急連絡先及び送迎時間厳守について

保育所（園）等では、「標準時間」「短時間」等保育の認定区分の中で保育をしており、必要に応じ延長保育も実施しております。保育時間の申請は、「保育を必要とする」時間の範囲内で認められるもので、就労の場合は、「勤務時間」に「通勤時間」などを加味した範囲で認めております。

つきましては、必要な範囲内での保育時間の申請にご協力いただき、特に迎えの時間に関しては、申請した時刻以降は原則として「保育所（園）等での保育は実施しない」という考えのもと申請時刻には、お子さまの引き取りを完了させていただきようお願いいたします。

また、緊急時に速やかに連絡がとれるよう、緊急連絡における体制作りにご協力ください。

保育所（園）等入所（園）にかかる同意書 <様式5>

保育所（園）等に入所（園）した際には、以下の項目について了承いたします。

【感染症への対応にかかる同意事項】

- 入所（園）児童が感染症と診断されたときには、速やかに保育所（園）等に連絡します。
- 入所（園）児童の家族が感染症と診断されたときには、速やかに保育所（園）等に連絡します。
- 保育所（園）等に入所（園）している児童の同居家族が感染症にかかった場合には、入所（園）児童の登所を控えるよう努めます。
- 保育所（園）等に入所（園）している児童のきょうだいも感染症にかかった場合には登所（園）を控え、家庭で保育するよう努めます。
- 感染症にかかった家族等は、保育所（園）等の送迎を控えます。
- 入所（園）児童の健康状態が良い場合でも、感染症流行時には感染するリスクが高いため、保護者による家庭保育が可能な場合には、入所（園）児童の登所（園）を控えるよう努めます。
- 感染症と診断され、回復して保育所（園）等に登所するときには、登所（園）の目安となる期間を経過し、かつ受診の上、医師から登所（園）の許可をとります。
- 利用中の保育所（園）等や地域で感染症が流行している場合のほか、保健所からの連絡が入った場合で児童が該当する感染症の予防接種（定期接種）を受けていない場合は、登所（園）を控えます。

【緊急連絡先及び送迎時間厳守に係る同意事項】

- 保育所（園）等に入所（園）した際には、保護者の「居場所」「連絡先」を明らかにし、保育所（園）等に知らせます。
- 保護者が出張などでいつもと違う場所にいる場合には、その旨を保育所（園）等に知らせ、その日の「居場所」「連絡先」を明らかにします。
- 保護者以外に「第2連絡先」「第3連絡先」の方を確保し、保護者に連絡がつかない場合には、迎えが頼める体制をあらかじめ整えておきます。
- 申請した時間内に迎えを完了します。

令和 年 月 日

入所（園）希望児童名		児童生年月日	
------------	--	--------	--

※上記内容をご確認のうえ、をお願いします。
※2人以上同時に申込みされる場合は、該当児童名及び生年月日をすべてご記入ください。

保護者氏名
